令和７年第５回南関町議会定例会（第３号）

令和７年１２月５日
午前１０時00分開議
議場

１．議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第１	議案第 58 号	南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定について
日程第２	議案第 59 号	南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定について
日程第３	議案第 60 号	南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
日程第４	議案第 61 号	南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第５	議案第 62 号	南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関すする基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第６	議案第 63 号	南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議案第 64 号	南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議案第 65 号	南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第 66 号	南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定について
日程第１０	議案第 67 号	南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について
日程第１１	議案第 68 号	南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定について
日程第１２	議案第 69 号	令和７年度南関町一般会計補正予算（第４号）について
日程第１３	議案第 70 号	令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第１４	議案第 71 号	令和７年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第１５	議案第 72 号	令和７年度南関町下水道事業補正予算（第１号）について
日程第１６	議案第 73 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第１７	議案第 74 号	工事請負契約の締結について
日程第１８	議案第 75 号	工事請負契約の締結について
日程第１９	議案第 76 号	工事請負契約の変更について
日程第２０	議案第 77 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第２１	議案第 78 号	南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２２	発委第１号	南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第１		閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
追加日程第２		閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
追加日程第３		閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
追加日程第４		閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

２．出席議員は次のとおりである。（１１名）

１番　福　山　美　佳	２番　伊　藤　博　長
３番　矢　野　修　一	４番　西　田　恵　介
６番　中　村　正　雄	７番　杉　村　博　明
８番　井　下　忠　俊	９番　境　田　敏　高
10番　山　口　純　子	11番　立　山　比呂志
12番　立　山　秀　喜	

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（１２名）

町　　長　佐　藤　安　彦	副　町　長　坂　田　浩　之
教　育　長　永　杉　尚　久	総　務　課　長　嶋　永　健　一
税務住民課長　福　山　光　明	まちづくり課長　田　代　由　紀
福　祉　課　長　多田隈　志　保	健康推進課長　猿　渡　隆　史
経　済　課　長　武　田　信　幸	建　設　課　長　田　口　　明
教　育　課　長　城　野　和　則	会計管理者　田　中　龍　城

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長　武　田　　博	議会事務局係長　山　下　飛　鳥

開議　午前１０時００分

――――――――◯――――――――

◯議長（立山秀喜君）　起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、タブレットに配信のとおりです。

日程第１、議案第５８号、南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

４番議員。

◯４番議員（西田恵介君）　はい。この条例につきましては、１１月５日の総務産業常任委員会、それから１１月１７日全協の中で説明がありましたが、両方とも同じような意見でまだ中身をあんまり考えてなく、条例だけ制定するような話でした。中身はどういうふうにするか、どういうふうなことを調整をしているのか、と尋ねましたが、今日までで約１か月あったんですけど、この中でどういうことを進められてきたかを尋ねます。

◯議長（立山秀喜君）　副町長。

◯副町長（坂田浩之君）　はい、今西田議員の質問ですけど、総務産業、それと全協、思うような説明ができていなかったということは、ちょっとお詫びするところですが、そのあと昨日の全協まで、全課体制でどういったことが考えられるかというような情報収集も行いながら、昨日まちづくり課長が説明しました内容ですけど、そういったことで広くＰＲできる。それと、町の商工業、農業、教育の振興というところにもつながるというところ。いろんな可能性を秘めている条例ですので、その辺をまちづくり課だけではなくて、全課体制で推進していこうというふうなことで、町としては考えて、昨日説明させていただいたところです。

◯議長（立山秀喜君）　４番議員。

◯４番議員（西田恵介君）　それでは、この条例の第３条の中で、この条例の目的達成のため町長は、町商工会、教育機関、保育機関、町内事業所を有する法人、各行政区長及び各種団体の長と連携し、あらゆる機会を通し推進するとありますが、各この団体等との調整、また意見を聞く機会等をつくられたのか尋ねます。

◯議長（立山秀喜君）　町長。

◯町長（佐藤安彦君）　はい。行政指導といいますか、今回の条例につきましては、それぞれの各種団体との調整は現在できておりません。条例制定後っていうのが、どっちが先かということはありますけれども、そういったすばらしい条例ということは自信持っておりますので、これから丁寧にいろんな協議会、そういった団体とも協議を進めていきたいというふうに考えます。条例が制定されればです。

◯議長（立山秀喜君）　ほかにありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

◯議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。ただ今から、討論を行います。討論はありませんか。４番議員。

○４番議員（西田恵介君）　はい。今質疑した中でも、前回、総務産業と全協の中でも、もう少し中身を考えた上での上程を求めたんですが、ところが全く進んでないということには、なったんじゃないかと思います。私自身も食育、「いただきます」というこの内容について反対とかそういうことではないんですが、やはりもう少し煮詰めた上で、食育、まちづくりとかにも関係してくる大事な内容と思うので、それをつくった上で、説明自体のときもその思いというのがあんまり伝わりませんでした。しっかりと思いを持って条例を制定しなければ、町民の皆さんたちに対しても普及というのは難しいんじゃないかと思います。したがって、私はこの条例を今回上げることに関しては反対いたします。

○議長（立山秀喜君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　本議案につきまして、私は賛成の意思を表明し、その理由を述べさせていただきます。本議案、「南関町いただきますを推進するまちづくり条例」は、１１月１７日の全員協議会にて、一度質問がありました。その際には、条例制定後の背景に不明な点が多く、私自身も数点の質問、意見を述べさせていただきましたが、昨日改めて条例制定の背景、条例制定後の町の考えについて説明がありました。特産品のＰＲや移住定住、食育、地域団体との連携につなげていきたいなど、活用後の町の動きに期待できる内容でした。本条例についてですが、以前教育課から報告もありましたが、今月発行された、学校運営委員会、地域学校協働活動だよりの教育長の挨拶にもありましたが、本年度の全国学力学習状況調査から、南関町の子どもたちの朝ご飯についての問いがあります。特に小中学生の中でも、南関町の小中学生の１割以上が朝ご飯を食べていないという実態が明らかになっています。特に小学生は全国と比較しても、５ポイント以上もマイナスという結果が出ています。学習意欲や学力にも直結する朝ご飯、本条例の活用を通して、多くの家庭に食事に対する感謝の気持ちと食の重要性を浸透させて、健全な子どもたちの成長につなげていってほしいと願うところです。更に、農業関係者や地域住民団体、商業者など、食に関連する全ての方々に対し、本条例を通して、町として、応援していくという意思表示のような役割があるのではないかと考えます。最後に本条例については、ブランド力、発信力の向上につながることが期待されること、また、来年度に向け、本条例を最大限に活用する準備期間に考慮し、更に教育的、文化的、経済的効果を踏まえた上でも、今制定することが町民の皆様にとっての利益につながると判断し、賛成の理由とします。以上です。

○議長（立山秀喜君）　ほかにありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　以上で討論を終わります。

本案は起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［　起立者４名］

○議長（立山秀喜君）　着席お願いします。起立少数です。

議案第５８号、南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定については、否決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２、議案第５９号、南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第５９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第３、議案第６０号、南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号、南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第４、議案第６１号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第５、議案第６２号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてついてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第６、議案第６３号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第７、議案第６４号、南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号、南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第８、議案第６５号、南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６５号、南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第９、議案第６６号、南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号、南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１０、議案第６７号、南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第１０、議案第６７号、南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１１、議案第６８号、南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号、南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１２、議案第６９号、令和７年度南関町一般会計補正予算（第４号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６９号、令和７年度南関町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１３、議案第７０号、令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第１３、議案第７０号、令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１４、議案第７１号、令和７年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７１を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第１４、議案第７１号、令和７年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１５、議案第７２号、令和７年度南関町下水道事業補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７２を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第１５、議案第７２号、令和７年度南関町下水道事業補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１６、議案第７３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり認定されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１７、議案第７４号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号、工事請負契約の締結については、原案のとおり認定されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１８、議案第７５号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１９、議案第７６号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７６号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２０、議案第７７号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２１、議案第７８号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７８号を採決します。

お諮りします。本案は、起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

［　全員起立　］

○議長（立山秀喜君）　全員起立です。

したがって、議案第７８号は、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２２、発委第１号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、発委第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、発委第１号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　お諮りします。

ただ今、「閉会中の継続調査について」など４件が提出されました。これらを日程に追加し、「追加日程第１から追加日程第４」として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、「追加日程第１、閉会中の継続調査について」など４件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に追加議案を配信させますのでしばらくお待ちください。

―――――――○―――――――

［　議案配信　］

○議長（立山秀喜君）　不備はありませんか。

［　「不備なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　不備なしと認めます。

追加日程議案名を議会事務局長に朗読させますので確認してください。議会事務局長。

○議会事務局長（武田博君）　それでは、追加日程、議案名を読み上げます。

追加日程第１　閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第２　閉会中の継続調について「総務産業常任委員会」

追加日程第３　閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第４　閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上でございます。

○議長（立山秀喜君）　追加日程第１、閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配信のとおり、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第２、閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配信のとおり、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第３、閉会中の継続調査について「広報常任委員会」を議題にします。

広報常任委員会委員長から、から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配信のとおり、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第４、閉会中の継続調査について「議会運営委員会」を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配信のとおり、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、会議規則第４５条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和７年第５回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

――――――――○――――――――

閉会　午前１１時４５分